

(別記2)

## 精製糖工場等再編合理化事業

### 第1 事業の概要

本事業は、持続的かつ安定的な供給体制を確立するため、精製糖工場、製糖工場、化工でん粉製造工場及び糖化製品製造工場（以下「精製糖工場等」という。）のより効率的な加工体制を構築し、製造コストの削減等による競争力強化を図るための取組を支援するものとする。

本事業においては、精製糖工場等の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、応募主体においては、第7の2に定める精製糖工場等再編合理化計画（以下「再編合理化計画」という。）を作成しなければならない。

#### 1 精製糖工場等の合理化

精製糖工場等の稼働率の向上等に向けた既存工場の廃棄・撤去

#### 2 精製糖工場等の高度化

精製糖工場等の稼働率の向上等に向けた設備の高度化

### 第2 事業の実施基準等

1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。

2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房通知。以下同じ。）」及び「過大積算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け第897号農林水産省大臣官房通知。以下同じ。）」によるものとする。

3 第1の2の補助の対象となる機械器具設備等は新品に限るものとし、既存機械器具設備等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）については、本事業の補助の対象外とする。

4 施設の附帯施設のみの整備は、本事業の補助の対象外とする。

5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。

### 第3 応募主体の要件

応募主体は、次に掲げる者とする。

(1) 精製糖企業

(2) 製糖工場

(3) 化工でん粉製造企業

(4) 糖化製品製造企業

#### 第4 採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、第5の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している施設等が、第5の成果目標の達成に直結するものであること。

#### 第5 成果目標及び目標年度

- 1 成果目標は、次に掲げる目標を設定するものとする。
  - (1) 再編後の製造コストを3%以上削減
  - (2) 再編後の工場の稼働率が10%以上向上
- 2 本事業の目標年度は、事業実施年度から3年度以内とする。

#### 第6 補助対象施設の基準等

補助対象施設の基準等は、次のとおりとする。

##### 1 精製糖工場等の合理化

###### (1) 補助対象となる精製糖工場等

補助対象となる精製糖工場等は、再編合理化計画において、廃棄の対象となっている精製糖工場等（以下「廃棄工場」という。）の原料の受入段階から製品の出荷段階までの製造施設・建物とする。

###### (2) 補助対象経費

###### ア 施設等の廃棄・撤去

補助対象は、2の(2)に掲げる設備等の廃棄・撤去に要する経費（他の精製糖工場等への譲渡に係る経費を除く。）とする。

なお、廃棄工場の設備等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、精製糖工場等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。

###### イ 廃棄工場の施設等の残余財産相当額の補填

(ア) 補助対象は、2の(2)に掲げる精製糖工場等の施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。以下同じ。）を廃棄する際に、当該施設等について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。以下同じ。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は補助対象としない。

(イ) 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該精製糖工場等において(ア)の耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、アの要件を満たすものに限り、補助対象とすることができる。

- (ウ) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
- a (ア) 又は (イ) の施設等 (以下「対象施設等」という。) を取得した営業年度 (廃棄工場の営業年度又は事業年度等をいう。) における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。
  - b 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等について資本的支出に係る部分とをそれぞれ個別の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて個別に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象としない。
  - c 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ個別の減価償却資産として区分し、それぞれについて (ア)、(イ) 並びに (ウ) の a 及び b の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。
- (エ) 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が (ウ) の a の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

## 2 精製糖工場等の高度化

### (1) 補助対象となる精製糖工場等

補助対象となる精製糖工場等は、再編合理化計画において、製造コストの削減等に向けた効率的な加工体制等を構築するために施設等の整備を行うこととしている精製糖工場等とする。

### (2) 補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

#### ア 補助対象施設

原料入荷設備、洗糖・分蜜設備、洗浄・ろ過設備、濃縮・結晶設備、製品分蜜・乾燥設備、包装設備、製品出荷設備、副産物処理設備、その他精製糖等の製造に必要な設備、制御室及び製造施設等を覆うために必要な建築物

#### イ その他

機械器具設備及び上屋等の設備に係る設計費及び諸経費

## 第7 事業実施計画書等の作成

### 1 事業実施計画の作成

本事業における事業実施計画の作成は、様式4-2-1により行うものとする。

### 2 再編合理化計画の策定等

#### (1) 再編合理化計画の趣旨

精製糖工場等の製造施設等の再編合理化により効率的な加工体制を構築し、製造コストの削減等による競争力の強化を図ることを旨とした計画とする。

#### (2) 再編合理化計画の作成

再編合理化計画は様式4-2-2により作成するものとする。

### 3 費用対効果分析の算定

本事業における費用対効果については、別記2-1「精製糖工場等再編合理化事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画書及び再編合理化計画書と併せて農産局長に提出するものとする。